

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合(以下「本組合」という。)は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合

公表日

令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する適用、給付及び徴収関係事務並びに情報連携
②事務の概要	<p><制度の内容> 国民健康保険組合は国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)等に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。 その目的を達成するため本組合では、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付などを行っている。本組合の被保険者は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で、本組合の地区内に住所を有する組合員及び組合員の世帯に属する者で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると被保険者資格を喪失する。 また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれ、被保険者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、被保険者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。))及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。 さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に一元的に委託することになった。</p> <p><事務の内容> 本組合が行う事務のうち、番号法別表第一の第30項「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める」事務について、被保険者の個人番号など特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>【適用事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年1月から、被保険者の個人番号を被保険者等から収集し、登録する事務 2. 事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得(※1) 3. 被保険者の資格取得、喪失、異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照 4. 各証の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 5. 中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※2) <p>(※1) 地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバーを介して即時照会又はファイル一括照会する。本人確認の基本4情報は平成29年4月以降、中間サーバーを介して即時照会又はファイル一括照会する。なお、地方公共団体からの機構保存本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。 (※2) オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p> <p>【給付事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 傷病手当金、出産育児一時金、葬祭費等の法定給付及び付加給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照 2. 法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引 3. 限度額適用認定証などの給付関係証書類などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 4. 法定給付金及び保険料の還付に係る公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の照会

	<p>【徴収事務】 被保険者の保険料等の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引</p> <p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>1. 加入者情報作成(「適用事務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、本組合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、本組合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※3)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、本組合において管理する。 (※3) 資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。</p> <p>2. 副本作成(「適用事務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。</p> <p>3. 情報照会(「適用事務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※4)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、本組合において管理する。 (※4) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p> <p>4. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「適用事務」に付随する事務) ・個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー運用システム(MNS) ・歯科医師国保組合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>2. 番号法第14条第1項及び第2項</p> <p>3. 住民基本台帳法第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会) ・別表第2 項番42、43 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 (提供) ・別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>本組合は、国民健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは本組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
②所属長の役職名	事務長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 Tel.099-223-5923
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月6日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険に関する事務	国民健康保険に関する適用、給付及び徴収関係事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年10月6日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	【適用】、【保険料】、【給付】及び ◆中間サーバーに係る事務 として記載	<制度の内容>として、情報収集・利用又は提供に関する事務の委託先、中間サーバー等に係る事務及び運用・管理の委託先等を明記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年10月6日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	所得調査システム 国保総合システム	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年10月6日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第14条第1項及び第2項を追記 情報連携に係る「住民基本台帳法」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年10月6日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携		表記の変更(項目ごとに記載) 情報連携の実施と法令上の根拠を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年10月6日	II 1.対象人数	平成28年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事前	
平成28年10月6日	II 2.取扱者数	平成28年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事前	
令和1年6月6日	II 1.対象人数	平成28年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月6日	II 2.取扱者数	平成28年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月6日	IVリスク対策	項目なし	フォーマット項目追加にともなう記載	事前	
令和2年10月8日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なし	オンライン資格確認等システムに関する記載を追加	事前	
令和2年10月8日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	【適用】、【保険料】、【給付】及び ◆中間サーバーに係る事務 として記載	<事務の内容>として、適用・給付・徴収各業務の中間サーバー等に係る事務を分離し、別途具体的に明記	事後	
令和2年10月8日	II 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月8日	II 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和6年12月5日	I -1.-①事務の名称	国民健康保険に関する適用、給付及び徴収関係事務	国民健康保険に関する適用、給付及び徴収関係事務並びに情報連携	事後	
令和6年12月5日	I -1.-②事務の概要		健康保険証一体化に伴う記載及び字句修正	事後	
令和6年12月5日	I -1.-③事務の概要		公金受取口座情報の照会に関する項目の追加	事後	
令和6年12月5日	I -4.-②法令上の根拠	1.番号法 第19条第7号	1.番号法 第19条第8号	事後	
令和6年12月5日	I -5.-②所属長の役職名	事務長 秋葉 豊	事務長	事前	
令和6年12月5日	II 1.対象人数	令和2年10月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月5日	II 2.取扱者数	令和2年10月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月5日	IVリスク対策	項目なし	フォーマット項目追加にともなう記載	事後	